**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令の施行の際現に第四号旧規制法第三十九条第一項の規定による許可（旧発電用原子炉に係るものに限る。）の申請をしている者は、この政令の施行の日から起算して六月以内に、当該申請に係る旧発電用原子炉に係る第二条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第二十条の五第九号及び第十号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

---

予算決算及び会計令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百九十二号**

予算決算及び会計令の一部を改正する政令

内閣は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の三各号列記以外の部分中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「第五号及び第六号」を「第二号及び第五号」に、「第二号から第四号まで」を「第三号及び第四号」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）に計上された復興費用（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十九条第一項に規定する復興費用をいう。）に関する経費（各特別会計への繰入れに係るものを除く。）であつて、財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰越しをしたものについて、平成二十四年度において不用となつた金額及び国に返納された金額（返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。）

附則第九条の三第三号を削り、同条第二号中「平成二十三年度第三次補正予算」を「平成二十四年度の一般会計予算」に、「平成二十三年度復興税外収入予算額」を「平成二十四年度復興税外収入予算額」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　平成二十四年度の一般会計予算に東日本大震災復興特別会計への繰入金として計上された額（第四号において「平成二十四年度東日本大震災復興特別会計繰入金予算額」という。）

附則第九条の三第四号を次のように改める。

四　平成二十四年度東日本大震災復興特別会計繰入金予算額に係る支出済歳出額

附則第九条の三第五号中「平成二十三年度復興税外収入予算額」を「平成二十四年度復興税外収入予算額」に改め、同条第六号を削る。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百九十三号**

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）附則第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十五年七月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　下村　博文

# 府　令

**○内閣府令第四十号**

食品安全委員会令（平成十五年政令第二百七十三号）第一条第一項の規定に基づき、食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年六月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成十五年内閣府令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一号中「第1　食品の部A　食品一般の成分規格の項第二款」の下に「に規定する手続を定めようとするとき、同款」を、「同項第三款」の下に「に規定する手続を定めようとするとき、同款」を、「第2　添加物の部D　成分規格・保存基準各条の項」の下に「に規定する手続を定めようとするとき、同項」を加える。

第三号中「別表第1の1の（1）のシ」の下に「の規定による定めをしようとするとき、同シ」を、「同ス」の下に「の規定による定めをしようとするとき、同ス」を、「別表第2の2」の下に「の規定による定めをしようとするとき、同2」を加える。

**附　則**

この府令は、公布の日から施行する。